

当初証拠金所要額に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第15条の2から第15条の4までの規定に基づき、当初証拠金所要額及び当初証拠金所要額（日中算出分）を定める。

(当初証拠金所要額)

第2条 業務方法書第15条の2の規定に基づく各清算参加者が有する清算資格の種類ごとの当初証拠金所要額は、別表1「当初証拠金所要額の算出に関する表」により算出される額（以下「当初証拠金所要額」という。）とする。

2 当社は、各清算参加者の現物清算資格に係る当初証拠金所要額を日々算出のうえ、各清算参加者に通知する。

3 当社は、各清算参加者の国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額を指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る Large 取引（以下「Large 取引」という。）の各限月取引の取引最終日を算出基準日として算出し、当該取引最終日に各清算参加者に通知する。

4 前2項の規定により算出した各清算参加者の当初証拠金所要額は、当該当初証拠金所要額を通知した日から適用する。

(現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）)

第3条 業務方法書第15条の3の規定に基づく各清算参加者の現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）は、別表2「現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）の算出に関する表」により算出される額（以下「現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）」という。）とする。

(現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げの判定方法及び引上げ時の加算額)

第4条 業務方法書第15条の4第1項に規定するリスク相当額は、別表3「現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げに係るリスク相当額の算出に関する表」により清算参加者ごとに算出される額とする。

2 業務方法書第15条の4第1項に規定する所要額引上判定基準額は、前項のリスク相当額の算出時点において適用されている各清算参加者の現物清算資格に係る清算基金所要額の総額の2分の1とする。ただし、同項のリスク相当額の算出時点が当月の5日目の日の午前立会終了後の場合には、所要額引上判定基準額は当月の4日目の日に適用されている各清算参加者の現物清算資格に係る清算基金所要額の総額の2分の1とする。

3 当社は、業務方法書第15条の4第1項の規定に基づき現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げを行う場合、第1項のリスク相当額から前項の所要額引上判定基準額を差し引いた額を現物清算資格に係る当初証拠金所要額に加算する。

付 則

『当初証拠金所要額に関する規則』

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 8 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、この規則を施行することが適当でないと当社が認める場合には、平成 28 年 1 月 8 日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(平成 30 年 2 月 13 日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 13 日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成 30 年 2 月 14 日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(平成 31 年 4 月 1 日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同月の前月の末日を算出基準日とする純財産額に基づく割増額（別表 1 の 1. c に規定する純財産額に基づく割増額をいう。）から適用する。

別表 1

当初証拠金所要額の算出に関する表

1. 現物清算資格に係る当初証拠金所要額

現物清算資格に係る当初証拠金所要額は、次の計算式により算出される額とする。ただし、当該額が適当でないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、次の a から c までに定めるとおりとする。

現物清算資格に係る当初証拠金所要額

＝総値洗損失相当額＋総想定損失相当額＋純財産額に基づく割増額

- a 総値洗損失相当額とは、各清算参加者の当日までの有価証券（国債証券を除く。以下同じ。）に係る清算約定（当日取引、バイインに係るもの及び業務方法書第 6 4 条の規定に基づく有価証券の貸借に係るものを除く。以下同じ。）で未決済のものについて、銘柄ごとに次の計算式により算出される額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のイから二までに定めるとおりとする。

値洗損失相当額

＝（当該銘柄の総買付代金－当該銘柄の総買付有価証券当日評価額）＋（当該銘柄の総売付有価証券当日評価額－当該銘柄の総売付代金）

イ 当該銘柄の総買付代金について、業務方法書第 3 条第 2 項第 8 号から第 10 号までに規定する清算対象取引については、総引渡金額とする。

ロ 当該銘柄の総売付代金について、業務方法書第 3 条第 2 項第 7 号から第 9 号までに規定する清算対象取引については、総受領金額とする。

ハ 当該銘柄の総買付有価証券当日評価額とは、買付有価証券数量（業務方法書第 3 条第 2 項第 7 号から第 9 号までに規定する清算対象取引にあっては、受領有価証券数量。以下同じ。）に翌日の当該銘柄に係る DVP 清算値段（DVP 清算値段がない銘柄については、当社が定める値段。以下同じ。）を乗じて得た額をいう。

ニ 当該銘柄の総売付有価証券当日評価額とは、売付有価証券数量（業務方法書第 3 条第 2 項第 7 号から第 9 号までに規定する清算対象取引については、引渡有価証券数量。以下同じ。）に翌日の当該銘柄に係る DVP 清算値段を乗じて得た額をいう。

- b 総想定損失相当額とは、当日までの当該清算参加者の有価証券（国債証券を除く。）に係る清算約定で未決済のものについて、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のイ及びロに定めるとおりとする。

総想定損失相当額

＝算定期間内適用想定損失額合計＋銘柄別加算額

イ 算定期間内適用想定損失額合計とは、ヒストリカルシナリオ別想定損失額合計の算定期間（当日から起算して250日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）から当日までをいう。）における99%カバー最小値相当額をいう。

（注1） ヒストリカルシナリオ別想定損失額合計とは、各ヒストリカルシナリオにおける清算参加者の想定損失額合計をいう。

（注1-1） ヒストリカルシナリオとは、算定期間における各銘柄のDVP清算値段変動率の組合せをいう。以下この別表において同じ。

（注1-1-1） 各銘柄のDVP清算値段変動率とは、次に定める計算式により算出される数値をいう。

各銘柄のDVP清算値段変動率

＝（一の日の各銘柄のDVP清算値段－前日の各銘柄のDVP清算値段）／前日の各銘柄のDVP清算値段

（注1-2） 想定損失額合計とは、ヒストリカルシナリオの下で各清算参加者の当該清算参加者の現物清算資格に係る取引における当日までの各銘柄（銘柄別加算額の算出対象となっている銘柄を除く。）の未決済約定から生じる損益額の合計額をいう。

（注2） 99%カバー最小値とは、対象となる数値について、一の数値以下の数値の個数が、対象となるすべての数値の個数の100分の99以上となる場合の当該数値のうち最小の数値をいう。以下同じ。

ロ 銘柄別加算額とは、当社が想定損失額合計の算出対象として適当でないとして認めた銘柄について、次に定める計算式により算出される額をいう。

銘柄別加算額

＝|各銘柄の買付有価証券数量－各銘柄の売付有価証券数量|×一の日の各銘柄のDVP清算値段×当社が定める乗数

ｃ 純財産額に基づく割増額とは、当該割増額の算出基準日時点における直近の清算参加者の純財産額（登録金融機関又は証券金融会社にあつては、純資産額をいう。以下同じ。）が20億円未満となった場合において、次の計算式により算出される額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のイ及びロに定めるとおりとする。

純財産額に基づく割増額

＝当初証拠金所要額の割増基礎額×割増率

イ 当初証拠金所要額の割増基礎額とは、純財産額に基づく割増額の算出基準日からさかのぼって3か月間の日々の当初証拠金所要額（純財産額に基づく割増額を除く。）の上位50%の平均額（一の数値以下の数字の個数が総数の50%以上となる場合の当該当初証拠金所要額のうち最小値を超えるものの平均額）をいう。

ロ 割増率とは、純財産額に基づく割増額の算出基準日時点における直近の清算参加者の純財産額に応じ、次に定める率をいう。

純財産額が20億円未満10億円以上：0.5

純財産額が10億円未満：1.0

（注） 純財産額に基づく割増率は、前月の末日を算出基準日（同日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）として毎月算出し、当月の5日目の日から適用する。

2. 国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額

国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額とは、Large取引の各限月取引の取引最終日から受渡決済期日の前日までにおいて、各限月取引の取引最終日を算出基準日として銘柄ごとに次の計算式により算出される受渡決済基準額の合計額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のa及びbに定めるとおりとする。

受渡決済基準額

＝当該銘柄の受渡決済建玉数量×1億円×当該銘柄の価格変動率

a 当該銘柄の受渡決済建玉数量とは、Large取引の各銘柄につき、取引最終日を迎えた限月取引における、当該清算参加者の最終売建玉と最終買建玉の差引数量として算出される数値（当該2つの数量のうち大きい方の数値から小さい方の数値を差し引いて得た数値をいう。）をいう。

b 当該銘柄の価格変動率とは、Large取引の当該銘柄の清算値段価格変動率の価格変動率算定期間における99%カバー最小値をいう。

（注1） 当該銘柄の清算値段価格変動率とは、次に定める計算式により算出される数値をいう。ただし、計算式における当該銘柄の清算値段について適当でないと認められる場合には、当社が定める値段とする。

当該銘柄の清算値段価格変動率

＝ | 一の取引日の当該銘柄の清算値段 - 4取引日前の当該銘柄の清算値段 | / 4取引日前の当該銘柄の清算値段

『当初証拠金所要額に関する規則』

(注2) 価格変動率算定期間とは、前月の末日に終了する取引日から起算して120日前から前月の末日までをいう。

別表2

現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）の算出に関する表

現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）は、次の計算式により算出される額とする。ただし、当該額が適当でないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のa及びbに定めるとおりとする。

現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）

＝総値洗損失相当額（日中算出分）＋総想定損失相当額（日中算出分）

- a 総値洗損失相当額（日中算出分）とは、別表1 aの規定中「当日までの」とあるのは「当日の午前立会終了後、当社が確認した」と、「値洗損失相当額」とあるのは「値洗損失相当額（日中算出分）」と、「総買付有価証券当日評価額」とあるのは「総買付有価証券前場評価額」と、「総売付有価証券当日評価額」とあるのは「総売付有価証券前場評価額」と、「翌日の当該銘柄に係るDVP清算値段」とあるのは「午前立会終了時の当該銘柄に係る日中清算値段」と、「DVP清算値段がない銘柄については、当社が定める値段」とあるのは「日中清算値段がない銘柄については、当社が定める値段」と、それぞれ読み替えて同aの規定により計算した額をいう。なお、日中清算値段とは、各銘柄の当日の午前立会における売買状況に基づき、各銘柄の当日の午前立会終了時の約定値段として業務方法書の取扱い第11条に定めるDVP清算値段の算出方法に準じて算出した値段をいう（次bにおいて同じ。）。
- b 総想定損失相当額（日中算出分）とは、別表1 bの規定中「当日までの」とあるのは「当日の午前立会終了後、当社が確認した」と、「当日から起算して250日前から当日まで」とあるのは「当日から起算して250日前から当日午前立会終了時まで」と、それぞれ読み替えて同bの規定により計算した額（当該額が負数となる場合はゼロ）をいう。なお、前日から当日午前立会終了時までの各銘柄のDVP清算値段変動率は、次に定める計算式により算出される数値をいう。

$$\begin{aligned} & \text{前日から当日午前立会終了時までの各銘柄のDVP清算値段変動率} \\ & = (\text{一の日の各銘柄の日中清算値段} - \text{前日の各銘柄のDVP清算値段}) \\ & \quad / \text{前日の各銘柄のDVP清算値段} \end{aligned}$$

別表3

現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げに係るリスク相当額の算出に関する表

1. 営業日ごとに算出するリスク相当額は、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）とする。なお、計算式における用語の意義は、次の a から c までに定めるとおりとする。

リスク相当額

＝ストレス時リスク額＋総値洗損失相当額－現物清算資格に係る当初証拠金所要額

a ストレス時リスク額とは、ストレスシナリオの下で各清算参加者の当日までの有価証券に係る清算約定で未決済のものから生じる損益額をいう。

（注） ストレスシナリオとは、極端ではあるが現実には起こり得る市場環境として当社が定める価格変動の組合せをいう。以下この別表において同じ。

b 総値洗損失相当額とは、リスク相当額算出時における別表1 a の（a）に規定する総値洗損失相当額をいう。

c 現物清算資格に係る当初証拠金所要額とは、リスク相当額算出時における別表1に規定する現物清算資格に係る当初証拠金所要額をいう。

2. 各営業日の午前立会終了後に算出するリスク相当額は、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）とする。なお、計算式における用語の意義は、次の a から c までに定めるとおりとする。

リスク相当額

＝ストレス時リスク額＋総値洗損失相当額－現物清算資格に係る当初証拠金所要額

a ストレス時リスク額とは、ストレスシナリオの下で各清算参加者の当日の午前立会終了後、当社が確認した有価証券に係る清算約定で未決済のものから生じる損益額をいう。以下この別表において同じ。

b 総値洗損失相当額とは、リスク相当額算出時における別表2 a の（a）に規定する総値洗損失相当額（日中算出分）をいう。

c 現物清算資格に係る当初証拠金所要額とは、リスク相当額算出時の前日に適用された別表1に規定する現物清算資格に係る当初証拠金所要額をいう。ただし、リスク相当額算出時において、現物清算資格に係る取引の相場が日中立会において大幅に変動した場合その他当社が定める場合に該当し、リスク相当額算出時に

『当初証拠金所要額に関する規則』

おける別表2に規定する現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）からリスク相当額算出時の前日に適用された別表1に規定する現物清算資格に係る当初証拠金所要額を控除した額が3,000万円を超える場合には、当該現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）をいう。